

平成 18 年 6 月 27 日

特区としての実施が特に低調な規制緩和措置について（ポイント）

（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

調査の趣旨

- この調査は、総務省行政評価局が、特区基本方針（注）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受けて実施したものです（平成 16 年度から年 2 回調査を実施しており、今回で 5 回目）。
- 1 目的： 特区制度の利用促進に資するため、特区としての実施が特に低調（実施数 0～3）な規制の特例措置について、その原因・理由等を調査
 - 2 調査対象： 規制の特例措置の第 5 次提案募集（募集期間：平成 16 年 6 月 1 日～30 日）及び第 6 次提案募集（同：平成 16 年 10 月 18 日～11 月 17 日）の結果認められた規制の特例措置で第 8 次認定申請（申請受付期間：平成 17 年 5 月 9 日～5 月 18 日）又は第 9 次認定申請（同：平成 17 年 9 月 26 日～10 月 5 日）から適用可能となった 8 特例措置のうち、特区で実施されていない又は実施数が 1 から 3 であるもので評価委員会から調査依頼のあった 3 特例措置
 - 3 調査方法： 平成 18 年 4 月から 5 月に、
 - ① 特例措置に係る提案を行った地方公共団体
 - ② 特区の認定を受けた地方公共団体
 - ③ 全都道府県の概況調査結果等を基に特例措置の関連団体等を実地に調査

（注）「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。最終改定平成 18 年 4 月 21 日）

2-（2）-④ 評価の具体的方法

評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

調査の結果

3 特例措置にかかる特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等は、①特例措置の内容によるもの（1 特例措置）、②特例措置の内容及び実施主体側の事情によるもの（2 特例措置）となっています（詳細は次頁以下参照）。

調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、平成 18 年 8 月をめどに特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

調 査 の 結 果

○ 特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等

ア 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの

833 「校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業」（実施数：1）

<現行規制の概要>

専修学校及び各種学校の設置認可並びに学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可に当たっては、これらの学校の施設又は法人の資産等について定めた昭和 51 年の学校教育法等の運用通達等により、当該学校の校地・校舎は原則として自己所有であることが望ましいとされているが、平成 16 年に発出された通知において、従前の通達は、自己所有要件を満たすことが困難な場合においてまで例外的な取扱を認めないという趣旨ではないことを示している。

<特例措置の概要>

本特例措置は、地方公共団体が認める教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置認可又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可に当たっては、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求めないこととするものです。

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 平成 16 年の文部科学省通知において、専修学校等の設置認可に際して校地・校舎を原則として自己所有する要件に関しては、所轄庁（都道府県知事）の判断により弾力的に運用して差し支えないことが示されており、多くの都道府県が弾力的に運用しているか又は弾力的に運用していることによる（注）。このため、現に校地・校舎の借用による専修学校等が設置されている例もあり、本特例措置を活用するまでもなく、校地・校舎の自己所有の要件を満たさなくとも専修学校等を設置することが可能となっていることにあるとみられる。

なお、関係者は、上記以外の原因・理由等として、少子化の影響等により、大学・短期大学との競合によって学校経営が厳しいために校地・校舎を借りてまで新規に専修学校等を開校するという需要そのものが少ないこと等を挙げている。

（注）校地については全都道府県が、校舎については 37 都道府県が国又は地方公共団体等からの借用を認めている。

イ 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの

822 「公私協力学校設置事業」（実施数：0）

<現行規制の概要>

学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、私立学校法に基づき、所轄庁が、その設立しようとする学校法人が経営等に必要な資産を有しているかどうかについて審査を行わなければならないとされている。

<特例措置の概要>

本特例措置は、高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当

該学校法人の設立認可に係る手続のうち、資産要件の審査については所轄庁（都道府県知事）による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えることとするものです。

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置の提案主体（北九州市及び野田市）は、①公私協力学校は国からの私学助成が受けられないため、当該学校の運営経費に対する財政負担が過大となることが想定されること、②公私協力学校の設置・運営を行う者は公募により求めることとされているため、あらかじめ特定の者を選定することができないこと等を挙げている。

また、提案主体以外の関係者においても、財政事情の厳しい地方公共団体においては、私学助成が受けられない公私協力学校の設置事業を実施することは困難であるとしており、市町村等が公私協力学校を設置したいと考えても、私学助成が受けられない場合は、財政事情を考慮し、当該学校の設置を断念することが考えられる。

提案主体以外の関係者における他の原因・理由等としては、①近年の少子化の影響等により、学校経営を取り巻く環境が厳しいこと等から、新たな学校経営に進出する者がみられないこと、②公私協力学校の運営は、地方公共団体が定める教育目標、収容定員、授業料等を定めた基本計画等に沿って行うこととされているため、学校側の主体的な教育活動や学校運営が困難になることから、当該学校の設置・運営に積極的に参画する者が少ないと考えられること等を挙げている。

1142 「研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業」（実施数：0）

<現行規制の概要>

バイナリー発電所等の汽力を原動力とする発電所については、電気事業法等に基づき、設置者は、国への工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を受けなければならないこととされている。

<特例措置の概要>

本特例措置は、研究を目的として設置される一定の要件（出力が10kw未満等）を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、電気事業法等に基づく工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とするものです。

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 関係者は、①温泉熱利用発電に適した湯温や湯量の制約から、当該発電を実用化（事業化）して採算が見込めるような適地が限られていること、②温泉熱利用発電事業は、i) 国内では未だ研究段階であり実用化の見通しが明確でないことや、ii) 本特例措置は研究開発に限定された措置であり、当該事業が実用化された場合には、法定検査の実施やボイラー・タービン主任技術者の確保等の電気事業法の規制によりコスト負担が生じるため、そのことによる採算面への影響が懸念されることから、当該事業に参画しようとする民間や地方公共団体を期待し難いこと等を挙げている。

上記のほか、本特例措置の対象となっている出力10kwの発電では、家庭用電力の3軒分の規模にしかならず、近年の技術進歩の状況を踏まえると、このような小規模な発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の常駐配置を義務付ける必要はないのではないかと意見が聞かれた。

なお、提案主体である鳥取県においては、当省の調査終了後である平成18年5月17日に特区計画の認定申請が行われている。

参 考

調査対象特例措置一覧

所管省 庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	実施数
文部科学省	833	校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業	1	1
	822	公私協力学校設置事業	2	0
経済産業省	1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	1	0

- (注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数を計上している。
 2 「実施数」には、当該特例措置を活用した特区計画の認定数を計上している。
 3 実施数は、平成18年3月末現在のものである。

担当：総務省行政評価局
 規制改革等担当評価監視官室
 評価監視官 渡辺 信一
 調査官 友利 誠
 電話：03（5253）5440（直通）
 FAX：03（5253）5436
 Eメール：mtomori@soumu.go.jp